

欠 格 事 由 チ ェ ッ ク 表

法人名			チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。			
1 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの (1) 特定非営利活動法人が第20条第1項各号(第3号から第5号まで及び第10号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。))を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの (2) 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (5) 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第7号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。))又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号において同じ。) 2 第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの 3 特定非営利活動促進法第67条第1項第2号若しくは第3号の規定により認定を取り消され、又は同条第3項において準用する同条第1項第2号若しくは第3号の規定により特例認定を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しないもの 4 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの 5 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの 6 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの 7 次のいずれかに該当するもの (1) 暴力団 (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第20条第1項各号(第3号から第5号まで及び第10号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。))を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有 ・ 無	
(2)	特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者	有 ・ 無	
(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有 ・ 無	

欠格事由チェック表（次葉）

(4)	特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有 ・ 無
(5)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第7号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号において同じ。）	有 ・ 無

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい ・ いいえ
---	-----------------------------------	----------

3	特定非営利活動促進法第67条第1項第2号若しくは第3号の規定により認定を取り消され、又は同条第3項において準用する同条第1項第2号若しくは第3号の規定により特例認定を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しないもの	はい ・ いいえ
---	---	----------

4	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい ・ いいえ
---	---	----------

5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい ・ いいえ
---	--	----------

6	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい ・ いいえ
---	---	----------

7	次のいずれかに該当する法人	
ア	暴力団	はい ・ いいえ
イ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ・ いいえ

（備考）上記5に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から7のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

所 在 地

法 人 の 名 称

代表者の氏名

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。